

指導行政のポイント

“個人情報保護法”の施行

菱村 幸彦

平成 15 年 5 月に制定された「個人情報の保護に関する法律」(以下「本法」)が、いよいよこの 4 月 1 日から施行される。

適用になるのは私立学校のみ

個人情報保護法は、学校教育とどのような関係にあるのか。結論からいうと、本法は、民間の個人情報取扱事業者に適用される法律であるので、学校教育の分野では、私立学校にのみ適用があり、公立学校には適用がない。

公立学校については、従来どおり、自治体が制定する「個人情報保護条例」が適用になる(国立学校については「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が適用)。

本法は、公立学校には直接適用がないけれど、まったく無関係というわけではない。というのは、本法は、個人情報保護の基本法的性格をもつので、本法に定める諸規定の趣旨は、公立学校においても尊重されるべきものであり、かつ、自治体の制定する個人情報保護条例は、すでに本法の内容を先取りして取り込んでいるからである。

これまで公立学校と個人情報保護条例の関係では、もっぱら情報開示の是非が問題になってきたが、個人情報保護法の施行については、プライバシー保護の観点から、個人情報の収集や利用のあり方が問題となっている。

この点からみて、今後、公立学校でも、児童・生徒の個人情報の収集や利用について厳しい対応が求められるものと思われる。

では、個人情報保護法は、何をどう定めているのか。個人情報保護法は、全文 59 条の比較的長い法律であるので、全体の解説はできないが、本法が定める個人情報保護に関する重要な原則を紹介すると、次のとおりである。

個人情報の取扱いの原則

- (1) 個人情報の利用目的を、できる限り特定する(15条)。
- (2) 個人情報は、本人の同意を得ないで、特定された利用目的の範囲を超えてはならない(16条)。
- (3) 個人情報は、その利用目的を本人に通知し、公表しなければならない(18条)。
- (4) 個人データの漏洩、滅失、毀損の防止など安全管理措置を講じなければならない(20条)。
- (5) 本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない(23条)。
- (6) 本人から個人データの開示を求められたときは遅滞なく開示しなければならない。ただし、生命、身体、財産等の権利利益を害するおそれがある場合、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、他の法令に違反する場合は、開示しないことができる(25条)。
- (7) 本人から、訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく審査を行い、訂正を行わなければならない(26条)。

これらの事項は、国際的に確立された原則(1980年にOECDで採択されたプライバシー・ガイドライン)に沿うものであり、すでに述べたように、個人情報保護条例も基本的にこの原則を取り入れている。

文部科学省は、個人情報保護法の施行にあたって「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(告示第 161 号)を定め、同指針の解説書を作成している。

これらは直接的には私立学校に向けたものであるが、公立学校にも参考になる。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●最新刊● 好評発売中！ 教育開発研究所刊

教職研修'05 情報版

『教職研修資料』メール配信のお知らせ！
(<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp/kenshu>)
メール配信ご希望の先生は、上記 URL をご覧ください